

平成23年3月31日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（1・教育庁総務課）…………… 1
- 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（2・教育庁総務課）…………… 3
- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（3・教育庁総務課）…………… 4

### 教育委員会訓令

- 秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令（1・教育庁総務課）…………… 4

## 教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林真知子

### 秋田県教育委員会規則第二号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及びセンター」を削り、同条第一項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

#### 一 教職員給与課

第三条の二中「及びセンター」及び「、センター」を削る。

第四条第一項第六号中「給与、」を削り、「勤務条件」の下に「（給与及び退職手当を除く。）」を加え、同項中七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「（組合立学校を含む。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号及び第二十八号を削り、第二十九号を第二十六号とし、第三十号を第二十七号とし、同項第三十一号中「、センター」を削り、同号を同項第二十八号とし、同条第二項中「第十七号」を「第十六号」に、「第十九号」を「第十八号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（教職員給与課の分掌事務）

#### 第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 二 職員の勤務条件（給与及び退職手当に限る。）に関すること。
- 三 市町村立小中学校の県費負担教職員の子ども手当の認定及び支給に関すること。
- 四 市町村立小中学校の県費負担教職員の集中処理に係る報酬及び旅費の支出に関すること。
- 五 市町村立小中学校の県費負担教職員の源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収並びに納入に関すること。
- 六 前各号に係る支出命令（教育庁等の職員及び県立学校の教職員の給与並びに退職手当を除く。）の審査に関すること。
- 七 職員の公務災害補償に関すること。
- 八 給与支払・小中学校旅費支払システム等の管理及び調整に関すること。

第五条第十二号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削る。

第六条第一号中「（組合立小中学校を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四号中「給与」の下に「及び退職手当」を加え、同条第九号中「研修」の下に「（養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）」を加える。

第七条第二号中「（組合立高等学校を含む。以下同じ。）」を削り、同条第五号中「給与」の下に「及び退職手当」を加え、同条第十三号中「研修」の下に「（養護教諭及び学校栄養職員を除く。）」を加える。

第七条の二第四号中「給与」の下に「及び退職手当」を加える。

第九条第一号中「、保健及び給食」を「及び保健」に改め、同条第二号中「の推進」を「及び学校給食」に改め、同条中第六号を同条第七号とし、第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

- 五 県立学校及び市町村立学校の養護教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員の研修に関すること。

第十条第二号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第五項に次の一号を加える。

四 教育委員会印の使用承認に関する事。

第十五条第一項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、

六
七

主任	課
主事	給与・旅費センター
	室
	教育事務所
	教育事務所出張所
	弘田柵跡調査事務所

を

五	主任	課
六	主事	教室
		教育事務所
		教育事務所出張所
		弘田柵跡調査事務所

に改め、第八号を第七号とし、第九号を第

八号とし、第十号を第九号とし、同条第三項の表中

政 策 監	
総合調整主幹	総務課

を

政 策 監	課
総合調整主幹	総務課

に

改め、同表第五号中

課
給与・旅費センター
室
教育事務所
教育事務所出張所

を

課
室
教育事務所
教育事務所出張所

に改め、同表中第九号を削除し、同表第十号中

課

給与・旅費センター
室
教育事務所
教育事務所出張所

を

課
室
教育事務所
教育事務所出張所
弘田柵跡調査事務所

に改め、同号を同表第九号とし、第十一号から第十六号までを一号

ずつ繰り上げ、同表中第十七号中

課
給与・旅費センター
室
教育事務所
教育事務所出張所

課

室
教育事務所
教育事務所出張所
弘田柵跡調査事務所

に改め、同号を同表第十六号と

し、同表中

十八	文化財主査	室 課
十九	文化財主任	
二十	文化財主事	

を

十七	文化財主査	課 室
十八	文化財主任	
十九	文化財主事	
		弘田柵跡調査事務所

に改め、第二十一号を

第二十号とする。

第十六条の表中

秋田県青少年交流センター
--------------

を削る。

第二十条を次のように改める。

**第二十条 削除**

第二十九条第二項中「、青少年交流センター」を削る。

第三十条第三項の表第十一号中「青少年交流センター」を「生涯学習センター」に改める。  
 「生涯学習センター」を「生涯学習センター」に改める。  
 「少年自然の家」を「少年自然の家」に改める。

**附 則****(施行期日)**

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
 (職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 職員の服務の宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「、給与・旅費センター長」を削る。  
 (秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部改正)
- 3 秋田県教育委員会行政文書管理規則(平成十三年秋田県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第二号中「及び給与・旅費センター」を削り、同条第四号中「給与・旅費センター並びに」を削る。  
 (秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正)
- 4 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第二号中「、給与・旅費センター長」を削る。  
 (秋田県教育委員会表彰規則の一部改正)
- 5 秋田県教育委員会表彰規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第一項中「、給与・旅費センター長」を削る。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

**秋田県教育委員会規則第二号**

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。)」を「教育長」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を設け、又は前項に定める休所日を変更することができる。  
 第十条に次の一項を加える。
- 3 教育長は、必要があると認めるときは、休所日であっても青少年交流センターを使用させることができる。  
 第十一条中「所長」を「教育長」に改める。  
 第十三条の二第一項中「宿泊施設の管理」を「青少年交流センターの管理」に改め、「の宿泊施設」を削り、同条第二項中「において準用する第三条第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、「中「青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。)」とあり、」を削り、「館長」を「教育長」に改め、「第九条第二項」の下に「及び第十条第二項」を加え、「とあり、及び第十条第二項において準用する第三条第三項中「前二項に定める」」を削り、同条第三項中「において準用する第三条第三項」を削り、「宿泊施設」を「青少年交流センター」に改める。  
 第十三条の三第一項中「所長」を「教育長」に改める。  
 第十四条第一項中「所長が教育長と協議して」を「教育長が」に改め、同条第二項中「宿泊施設」を「青少年交流センター」に改める。  
 第十五条第一項中「秋田県生涯学習センター」の下に「(以下この章において「生涯学習センター」という。)」を加え、「、秋田県生涯学習センター分館(以下この章において「分館」という。)の研修室、多目的ホール及び練習室にあつては、午前九時から午後十一時まで」を削り、同条第二項中「秋田県」及び「(以下この章において「生涯学習センター」という。)」を削る。  
 第十六条第一項中「(分館を含む。以下この章において同じ。)」を削る。

第十八条の三及び第十八条の四を次のように改める。

**第十八条の三及び第十八条の四 削除**

第十九条第二項を削る。

第二十九条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

- 2 第十条第二項及び第三項の規定は、体験活動センターの休業日の取扱い等について準用する。

第三十二条の二第二項及び第三項中「第二十九条第二項」の下に「において準用する第十条第二項」を加える。  
 第三十二条の三第二項中「所長」を「教育長」に改める。  
 第三十四条第二項中「第二十九条」を「第十条」に改める。  
 第三十六条の二第二項及び第三項中「第二十九条」を「第十条」に改める。  
 第三十六条の三第二項中「所長」を「教育長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

## 秋 田 県 教 育 委 員 会 規 則 第 三 号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十三の一級地（平成八年一月一日指定）の項の次に次のように加える。

一 級 地  (平成二十三年四月一日指定)	秋 ノ 宮 小 学 校	湯 沢 市
-----------------------------------	-------------	-------

別表第十三の三級地（昭和四十七年五月一日指定）の項を削る。

別表第十三の三平成十四年一月一日指定八塩小学校の項、平成十四年四月一日指定の項及び平成二十二年四月一日指定の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十三年四月一日指定	東 由 利 小 学 校	由 利 本 荘 市
--------------	-------------	-----------

## 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

## 秋 田 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 一 号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会公印取扱規程（昭和三十二年秋田県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表本庁の課長等印の項中「センター、」を削り、同表備考中「センター並びに」を削る。

## 附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号